

虐待されまたは心理的に遺棄された子どもの保護に 関する一八八九年七月二四日の法律

フランス刑事立法研究会(訳)

井上, 宜裕
九州大学大学院法学研究院 : 准教授

大貝, 葵
大阪市立大学大学院法学研究科 : 研究生

<https://doi.org/10.15017/26255>

出版情報 : 法政研究. 79 (4), pp. 53-64, 2013-03-15. 九州大学法政学会
バージョン :
権利関係 :

虐待されまたは心理的に遺棄された子どもの

保護に関する一八八九年七月二四日の法律

フランス刑事立法研究会（訳）

はしがき

虐待されまたは心理的に遺棄された子どもの保護に関する一八

八九年七月二四日の法律

第一編

第一章 親権喪失

第二章 親権喪失に際する後見の編成

第三章 親権回復 (restitution)

第二編 親の介在を伴ってまたはそれを伴うことなく預けられ

た少年の保護

はしがき

資料 本資料は、虐待されまたは心理的に遺棄された子どもの保護に関する法律を訳出したものである。本法律は二つの

編から構成されており、親権喪失に関する事項が定められている第一編においては、その第一章「親権喪失」で、必要のないしは裁量的親権喪失の要件および喪失に際しての手続き、第二章「親権喪失に際する後見の編成」においては主に、親権喪失に際して後見が設定される場合の手続き、第三章「親権回復 (restitution)」の中で、親権回復のための要件およびその手続き等がそれぞれ規定されている。

続く第二編では、親の介在を伴ってまたはそれを伴うことなく預けられた少年の保護に関して、父母または尊属以外が少年の保護を引き受ける場合の手続きおよび引き受けに際して生じる義務等が定められている。

本法律が制定された背景として、子どもに対する親からの虐待や、貧困等の劣悪な家庭状況に置かれた子どもの困難な状況が問題視され、公権力の介入により子どもを保護する必要性が強く意識されたことが指摘される⁽¹⁾。加えて、親権喪失が、非行少年の保護および少年非行予防のための有効な手段になることも期待されていた。すなわち、それまで絶対的権限とされていた親権⁽⁴⁾に公権力が介入することで、被虐待少年や非行少年に代表される、困難な状況にある子どもが保護の対象として位置づけられる中で、本法律は制定された⁽⁵⁾と見ることができる。そこで、裁判所による

少年の保護を目的としつつ、さらには、保護の結果、少年による非行（犯罪）の予防をも目指した本法律には、以下のような特徴が見て取れる。

本法律の第一の特徴は、一定の事由が認められる場合、必要的または裁量的に親権喪失を命じる権限が裁判所に与えられたことである。たとえば、本法第一条においては、父母および尊属が、刑法第三三四条第二項（未成年者に対する売春または墮落の助長）により有罪宣告を受けた場合（第一項）、自身の子どもが行った犯罪の共犯として有罪宣告を受けた場合（第二項）、または、自身の子どもに対する犯罪で有罪宣告を受けた場合（第三項）等には、親権喪失が裁判所により必要的に言い渡されることになる旨規定されている。また、第二条第一項から第四項においては、父母および尊属が、軽微な犯罪により複数回にわたって有罪宣告を受けた場合等には、裁判所の裁量により、親権喪失が宣告されうることが定められている。

特徴の第二は、親権喪失事由として、父母および尊属による虐待が掲げられたことである。すなわち、第二条第六項において、父母の行為が必ずしも犯罪行為にまでは至らなくとも、常習的な酩酊状態もしくは公知で破廉恥な不行跡、または、加虐により、子どもの健康、安全、道徳を危

険にさらす父母に対し、裁判所がその親権を喪失させることができる旨定められた。当該条項により、親権喪失による保護の対象となりうる少年の範囲が広がったことはもちろんであるが、当該法律が少年保護を目的とした法律であることをより鮮明化することになったとも言える。

第三の特徴として、第二条第五項において、一八一〇年刑法第六六条に基づいて当該少年が少年院へ送致された場合にも、裁判所による父母の親権喪失が可能とされたことが指摘できる。本条項は、このような非行（犯罪）少年もまた、親権喪失による保護を必要とする少年として位置づけられていることを示すものとして興味深い。

最後に、親権喪失後、裁判所主導による後見編成を可能とする規定、および、公的機関による少年保護に関する規定が盛り込まれている点を、第四の特徴として挙げることができる。これらの規定は、私的領域の問題と位置づけられていた少年の保護が、公的機関による保護の問題としても意識され始めたことを示唆するものと言えよう。

このように、少年の保護を目的とし、裁判所による親権喪失を可能にすべく制定された本法律ではあるが、訴えの提起を躊躇させるほどの厳格さを有していたことから、一九二一年一月一五日の法律により、親権の一部喪失が認

められる等、一定の修正が図られることとなった⁷⁾。さらに、本法律制定当時既に、手続きの複雑さおよび迅速性の欠如から、非行少年の保護としても不十分であったことが指摘されている⁸⁾。

しかしながら、本法律が、右に示した課題を抱えつつも、家庭内で危機的状況にある少年を裁判所が保護するための道を開いたことは間違いないのであって、その意義は非常に大きいと言える。また、本法律では、保護の対象とされる少年の中に、犯罪の被害者である少年および被虐待少年はもちろん、非行(犯罪)少年も含まれており、保護を必要とする少年像がより明確に示された点も、我々が今、本法律に改めて注目する理由の一つである。現在の日本において、いわゆる少年犯罪の増加および粗暴化が語られ、非行少年への対応として「厳罰化⁹⁾」が検討されていることと比較した場合、この当時のフランスで、少年による(再)非行および(再)犯罪の予防が、家庭環境改善を目的とする親権喪失を通じた少年の保護により目指されていることは、きわめて示唆的である。この点は、非行少年への対応を考える上で、その出発点を確認するという意味においても参考になるう。

以下、本法律を翻訳して紹介する。なお、本法律翻訳に

あたっては、井上宜裕(九州大学大学院法学研究院准教授)(第一編第三章および第二編担当)、および、大貝莢(大阪市立大学大学院法学研究科研究生)(第一編第一章および第二章担当)が分担して行い、フランス刑事立法研究会において逐語的に再検討しつつ、全体の訳語や表現の統一を図った。

(大貝莢)

虐待されまたは心理的に遺棄された子どもの保護に関する
一八八九年七月二四日の法律

24 juill. 1889. — Loi sur la protection des enfants
maltraités ou moralement abandonnés (Journ. off. du 25
juill. 1889; Bull. n° 21240; D. 1890, pp.15-20)

第一編

第一章 親権喪失

第一条 ①父母および尊属は、次の場合、彼らの子どもお

よび卑属の全てに対して、親権、および、親権に結び付

く全ての権利、とりわけ、民法第一〇八条、第一四一条、第一四八条、第一五〇条、第一五一条、第三四六条、第三六一一条、第三七二条乃至第三八七条、第三八九条、第三九〇条、第三九一条、第三九七条、第四七七条および第九三五条、一八五一年二月二二日のデクレ第三条、ならびに、一八七二年七月二七日の法律第四六条に定められる権利を当然に喪失する。

一 父母および尊属が、刑法第三三四条第二項に基づき有罪判決を受ける場合

二 父母および尊属が、彼らの子どもの中の一人もしくは複数人に対して行われた重罪の正犯、共同正犯もしくは共犯として、または、自らの子どもの中の一人もしくは複数人により行われた重罪の共同正犯もしくは共犯として有罪判決を受ける場合

三 父母および尊属が、彼らの子どもの中の一人もしくは複数人に対して行われた軽罪の正犯、共同正犯または共犯として二度の有罪判決を受ける場合

四 父母および尊属が、未成年者への非行常習教唆 (*citation habituelle de mineurs à la débauche*) に⁽²⁾二度の有罪判決を受ける場合

②この親権の喪失によって、民法第二〇五条、第二〇六条

および第二〇七条に定められる、親権が喪失する尊属とその子どもとの間の諸義務は、消滅しない。

第二条 次の者は、第一条に列挙された諸権利の喪失を宣告される。

一 刑法第八六条乃至第一〇一条に定められる重罪とは異なる重罪の正犯、共同正犯または共犯として、無期もしくは有期徒刑、または、懲役刑を宣告される父母

二 次の行為のうちの一つにつき、二度の有罪判決を受ける父母：子どもの監禁 (*séquestration*)、出生隠滅 (*suppression*)、遺棄 (*exposition*) もしくは放棄 (*abandon*)、または、浮浪 (*vagabondage*)

三 一八七三年一月二三日の法律第二条第二項、または、一八七四年二月七日の法律第一条、第二条および第三条の適用によって、有罪判決を受ける父母

四 未成年者への非行常習教唆につき、一度目の有罪判決を受ける父母

五 子どもが刑法第六六条の適用によって少年院 (*maison de correction*) へ送致された父母

六 あらゆる有罪判決の他、常習的な酩酊、公知かつ破廉恥な不行跡 (*inconduite notoire et scandaleuse*) に

よつて、または、加虐 (mauvais traitements) によつて、子どもの健康、安全、または、道徳を危殆化する父母

第三条 親権喪失に関する訴えは、父親もしくは母親の住所または居所に所在する裁判所評議部に対し、少年の實いとこに相当する親等もしくはそれより近い親等に於たる親族の一人もしくは複数人により、または、檢察官により、提起される。

第四条 ①共和国検事は、少年の家庭状況および当該両親の道徳性に関して簡易調査を行わせ、当該両親には、自らが適当と思料する自身の意見および異議を裁判所に示すことが求められる。

②檢察官または利害関係当事者は、事実を記載し、証拠書類を添付した趣意書を裁判所長に提出することにより、親権喪失に関する訴えを提起する。この趣意書は、自らの親権喪失が請求されている父母または尊属へ送達される。

③裁判所長は、指定された期日に報告書を作成するための裁判官を一名任命する。

④報告書は、民事訴訟法第八九二条および第八九三条に定められる形式に従つて作成される。但し、親族會議 (conseil de famille) の招集は、裁判所の裁量に委ねられる。

⑤評議部は、親またはその他の者を必要に応じて召喚し、檢察官の請求に基づき檢察官が審問された上で、小郡治安判事の意見を聴取し、親族會議が招集された場合には親族會議による討議を確認した上で、事案の審理を行う。

⑥判決は、公開の法廷で言渡される。判決は、異議申立てまたは控訴にもかかわらず、執行力を有する旨宣告される。

第五条 ①親権喪失に関する訴訟の間、評議部は、少年の保護および教育に関して、評議部が有益と判断する暫定的措置を命じることができる。

②この措置に関する決定は、仮執行力を有する。

第六条 欠席裁判において親権喪失が言い渡された場合、当該判決は、人への送達から起算して一週間、住所への送達から起算して一年を期限として、異議申立てにより對抗される。異議申立てについて、二度の欠席裁判が

行われる場合、この判決は、控訴によってのみ對抗される。

第七条 判決に対する控訴の権限は、当事者および検察官に属する。控訴は、判決が対審で行われた場合、判決日から一〇日以内、欠席裁判により判決が言い渡された場合、異議申立てがもはや受理不可能となる日から一〇日以内に、提起されなければならない。

第八条 親権を喪失した者は何人も、後見人、後見監督人、保佐人、または、親族会議の構成員になることができない。

第九条 ①父親が被る必要の親権喪失の場合、検察官または第三条で示される親族は、直ちに、管轄裁判所へ提訴し、事件を付託された裁判所は、少年の利益において、民法典により定義される親権の権能を母親が行使するか否かにつき決定する。この場合、第四条が適用される。

第五条、第六条および第七条も同様に適用される。

②但し、刑事裁判所は、第一条、ならびに、第二条第一項、第二項、第三項および第四項に定められる有罪判決を言

渡す場合、本法により定められる条件の下、親権喪失につき決定を下すことができる。

③任意的親権喪失の場合、親権喪失を言渡す裁判所は、同一の判決によって、出生した子どもおよび未生の子どもに対する母親の権利について、決定を下す。但し、未生の子どもに関して、乳児期に、第五条の文言に従って評議部に請求すべきいかなる暫定的措置も、この決定によって妨げられない。

④親権を喪失した父親が新たに婚姻する場合、新たに妻となる者は、事後出生がある場合には、裁判所に対し、事後出生児に関する親権の付与を請求することができる。

第二章 親権喪失に際する後見の編成

第一〇条 ①母親が先に死亡している場合、母親が親権喪失を宣告された場合、または、親権行使が母親に属さない場合、裁判所は、一般法の規定に従って、後見が構成されるか否かにつき決定を下す。但し、この後見の任務につき、指名された者にこれを受諾する義務は存しない。

②本法に従って指定された後見人が職務を遂行するに際し、自己の財産に少年の法定抵当権が設定されることはない。

③但し、少年が財産を現に所有するか、または、財産を受領する予定がある場合、裁判所は、一定の金額に達するまで、一般抵当権または特別抵当権が設定される旨命じることができる。

第一条 ①後見が前条に従って構成されなかった場合、後見は、革命暦一三年兩月一五日の法律および一八四九年一月一〇日の法律、ならびに、本法第二四条に従って、公的扶助により行使される。費用は、一八六九年五月五日の法律に従って支払われる。

②公的扶助は、後見を自ら保持しつつ、他機関、および、場合によっては個人に少年を委託することができる。

第二条 裁判所は、後見について言渡す際、扶養料が請求されるる父母および尊属によって支払われるべき委託費用の総額を確定するか、または、親族の貧窮の故に、いかなる委託費用も請求されえない旨を宣告する。

第三条 ①親権喪失に関する訴訟の間、何人も、申請によって、子どもが自身に委託されるよう、裁判所へ提訴することができる。

②申請者は、非公式の後見 (*tutelle officieuse*) として、民法第三六四条第二項によって定められる義務に服する旨を宣言しなければならない。

③裁判所が、あらゆる情報を収集し、必要な場合には、親族会議の意見を聴取した後、請求を認容する場合、民法第三六五条および第三七〇条の規定が適用される。

④被後見子が成人に達する前に、非公式の後見人が死亡した場合、裁判所は、本法第一条および第二条に従って、改めて判断するよう要請される。

⑤子どもが医療行政機関 (*administrations hospitalières*) またはパリの公的扶助局の長 (*directeur de l'assistance publique de Paris*) によって個人に委託された場合、当該個人は、三年が経過した後、裁判所に提訴し、先の諸規定に定められる条件の下、子どもが継続して自身に委託されるよう請求することができる。

第四条 親権喪失の場合、婚姻についての同意、養子縁組、非公式の後見、および、親権または後見からの未成年者解放 (*émancipation*) に関する父親の権利、ならびに、父親がいない場合、母親のこれらの権利は、本法に従いこれとは異なる決定がなされる場合を除き、父母

が死亡した場合と同じ者により行使される。

(大貝葵)

第三章 親権回復 (restitution)

第一五条 ①第一条、ならびに、第二条第一項、第二項、第三項および第四項によつて定められる場合において、親権を喪失した父母については、復権をえた後でなければ、親権回復は許容されえない。

②第二条第五項および第六項に定められる場合において、親権を喪失した父母は、親権行使が回復されるよう裁判所に請求することができる。

③この訴えは、親権喪失を宣告した判決が取消できなくなった日から三年を経過した後でなければ提起することができない。

第一六条 ①親権回復の請求は、単なる申請によつて行われ、第四条第二項以下の規定に従つて審理される。親族会議の意見は必要である。

②この請求は、後見人に通知され、後見人は、子どもの利

益において、または、自己の名において、請求に対してなすべき意見および異議を提出することができる。第五條、第六條および第七條の規定は、同様に、この請求に適用される。

③裁判所は、親権の回復を宣告するに際して、状況に応じて、後見人に支払うべき補償金を確定するか、または、親の貧窮の故に、後見人に対していかなる補償金も支払われない旨宣告する。

④棄却された請求は、母親によるのでなければ、婚姻の解消後、もはや再提出できない。

第二編 親の介在を伴つてまたはそれを伴うことなく預けられた少年の保護

第一七条 ①公的扶助機関 (administrations d'assistance publique) 、このために正式に認可された慈善団体 (associations de bienfaisance) 、および、私権を享受する個人 (particuliers jouissant de leurs droits civils) が、父母または親族会議によつて授權された後見人が委託しようとする一六歳未満の少年を受け入れた場合、当該父母または後見人の住所地に所在する裁判所は、共同

提訴している当事者の請求に基づき、子どもの利益において、親によって放棄された親権の権能を公的扶助に移譲する理由があると決定し、子どもを保護する施設または個人にこの権能の行使を委ねることができる。

② 子どものうちの一人の婚姻に対する同意権を保持する親が、民法第一四八条に従って婚姻に同意することを拒否する場合、公的扶助は親を裁判所に召喚させることができ、裁判所は、評議部において、親が審問されまたは適法に召喚された上で、同意を与えまたは拒否する。

第一八条 ① 請求にかかる印紙および登録料は無料である。

② 子どもを保護する個人または子どもを保護する機関または施設の正式な代表者の面前に、親または後見人を召喚した後、裁判所は、評議部で、検察官が審問された上で、事案の審理を行う。

③ 判決は、公開の法廷で言渡される。

第一九条 ① 公的扶助機関、このために正式に認可された慈善団体、および、私権を享受する個人が、父母または後見人の介在なく、一六歳未満の少年を受け入れた際には、三日以内に、子どもが受け入れられた地域の市町村

長 (*mair de la commune*) に、パリにおいては警視 (*commissaire de police*) に、届出がなされなければならない。この義務に違反する場合、五フラン以上一五フラン以下の罰金に処せられる。

② 二ヶ月以内に新たな犯罪が行われた場合、刑法第四八二条が適用される。

③ 同様に、本法によって規定される場合には、刑法第四六三条最終項が適用される。

④ 市町村長および警視は、二週間以内に、これらの届出を知事に、セーヌ県 (*le département de la Seine*) においては警察長官 (*préfet de police*) に送付し (*transmettre*) なければならない。これらの届出は、さらにその後二週間以内に、子どもの両親に通知されなければならない。

第二〇条 ① 届出から三ヶ月間、父母または後見人が子どもを引き渡しを何ら請求しなかった場合、当該子どもを受け入れた者は、住所地に所在する裁判所の長に対して、子どもの利益において、親権の権能の全部または一部の行使が自らに委託されるよう請求することができる。

② 裁判所は、評議部で、検察官が審問された上で、事案の

審理を行う。裁判所が親権の権能の一部のみを請求者に委託する場合、裁判所は、同一の判決によって、親権の他の権能および親権もまた公的扶助に帰属する旨宣告する。

第二十一条 ①第一七条および第一九条によって定められる場合において、子どもの引き渡しを希望する父母または後見人は、印紙および登録料無料の請求によって、子どもの居所に所在する裁判所に提訴する。

②裁判所は、子どもが委託された者および公的扶助の代表者、ならびに、裁判所が有益と判断した全ての者を召喚した後、評議部で、検察官が審問された上で、事案の審理を行う。

③判決は、公開の法廷で言渡される。

④裁判所は、子どもを父母または後見人に引き渡す理由がないと判断する場合、検察官の請求に基づき、親権喪失を宣告するか、または、子どもを保護する施設もしくは個人の下に、第一七条もしくは第二〇条に従って当該施設もしくは個人に付与された権利を維持することができると。子どもを引き渡す場合、裁判所は、子どもを扶養した者に支払うべき補償金を確定するか、または、親族の

貧窮の故に、子どもを扶養した者に対していかなる補償金も支払われない旨宣告する。

⑤棄却された請求は、棄却決定が取消できなくなった日から三年を経過した後でなければ再提出できない。

第二二条 ①本法の条件の下、個人または慈善団体に委託された子どもは、県知事によって代表される、国家の監視下に置かれる。

②この監視の実施態様、および、公的扶助によって行われる監視の実施態様は、法律特別施行令 (règlement d'administration publique) でこれを定める。

③上記施行令に対する違反は、二五フラン以上一、〇〇〇フラン以下の罰金に処される。

④累犯の場合、一週間以上一ヶ月以下の拘禁刑が宣告される。

第二三条 ①本法の条件の下、個人または慈善団体に委託された子どもの居所が所在する県の知事は、この居所が所在する民事裁判所に対して、子どもの利益において、個人または団体が有する当該少年に対するあらゆる権利を喪失させ、かつ、この権利が公的扶助に委託される旨

の決定を求めて、常に上訴することができる。

② 知事の請求にかかる印紙および登録料は無料である。

③ 裁判所は、親が審問されまたは適法に召喚された上で、決定を下す。

④ 裁判所の決定は、知事、当該施設もしくは個人、または親によって控訴されうる。

⑤ 控訴に停止効はない。

⑥ 本条によって知事に付与された権利は、同様に、公的扶助にも帰属する。

第二四条 本法を執行するための公的扶助の代表者は、扶助される子どもが属する県の監察官 (*inspecteurs départementaux*) であり、パリでは、公的扶助局の長である。

第二五条 県会が、費用について、本法の第一編および第二編の対象となる子どもを扶助される子どもと同視することを約している県では、国家の補助金は、二つの役務の外部的および内部的費用の五分の一について支払われ、市町村の負担分は、一八八四年四月五日の法律第一三六条に従って、当該市町村にとって、義務的支出 (*dépen-*

se obligatoire) を構成する。

第二六条 本法は、アルジェリア、ならびに、グアドルーブ (*la Guadeloupe*)、マルチニーク島 (*la Martinique*)、および、レユニオン島 (*la Réunion*) の各植民地に適用される。

(井上宜裕)

(一) THIRY, Fernand, *Cours de Droit Criminel*, Liège, 1892, p.56. 参考 TAUDIERE, Henry, *Traité de la puissance paternelle*, A.Pedone, 1898, pp.293-301 参考。COLIN, Ambroise, CAPITANT, Henri, *Traité de Droit Civil*, Tome 1^{er}, Dalloz, 1957, p.898 参考。SCHNAPPER, Bernard, *“La correction paternelle et le mouvement des idées au dix-neuvième siècle (1789-1935)”*, *Revue historique*, n° 534, avri-juin 1980, pp.336-344 は、社会、経済、道徳的状况の変化を原因とした親権の濫用およびその不行使の結果、少年に対する虐待および少年の困難な状況が問題として意識され始めたこと分析している。また、PÉDRON, Pierre, *Guide de la Protection Judiciaire de la Jeunesse*, 3^e éd., Gualino, 2012, p.49 は、少年の保護を求める背景として、社会問題に対する人道的ア

ブローチの浸透、および、共和国理念 (l'ideal républicain) の錬成により、公的機関が、革新的な精神の下、困難な状況にある少年の地位に対する法律を定めることについて専心した点を挙げてくる。

(2) GARÇON, E., *Code Pénal Annoté*, Tome 1^{er}, Librairie de la société du recueil J.-B. Sirey et Journal du Palais, 1901-1906, p.192. 544 PÉDRON, op.cit. (note 1), p.49 も参照。

(3) DONNEDIEU de Vabres, H., *Traité de droit criminel et de législation pénale comparée* 3^e éd., Librairie du recueil sirey, 1947, p.160. SCHNAPPER, op.cit. (note 1), pp.338-340 は、少年の浮浪および売春が、その時代における親権の機能不全をまさに示していると指摘している。

(4) 本法律以前、親権が喪失するのは、一八一〇年刑法第三三五条、および、巡業的職業 (professions ambulantes) に従事している少年の保護に関する一八七四年一月七二〇日の法律に定められる場合等、限られた場合のみであった。

(5) 本法律に関しては、田中通俗『親権法の歴史と課題』六三―六五頁 (一九九三年・信山社) も参照。

(6) 一八八九年法を補足する一九二二年一月一日の法律 (S. 1922, pp.313-317) 第一条参照。

(7) DONNEDIEU de Vabres, op.cit. (note 3), pp.160-161;

COLIN = CAPTANT, op.cit. (note 1), p.898; JUGLART, Michel, *Leçons de Droit Civil*, Tome 1, 5^e éd., Editions Montchrestien, 1972, p.550 参照。この時代において既に TAUDIERE, op.cit. (note 1), pp.440-444 は、本法律の厳格な故に、本法律が不十分にしか適用されなくなることを懸念していた。

(8) GARÇON, op.cit. (note 2), p.192 によれば、親の公知かつ破廉恥な不行跡を理由に、非行少年の親が有する親権を喪失させようとする場合、検察官は、民事裁判所へ訴えを提起しなければならず、手続きが複雑かつ迅速性に欠けることから、軽罪裁判所へ非行事案を付託し、軽罪裁判所が少年院送致のみを言渡すという事態が生じていた。

(9) 現在、日本においては、少年非行への対応の一つとして、少年に適用可能な刑罰の引き上げが提案されている (<http://www.moj.go.jp/shingi1/shingi06100034.html> (二〇二二年一月三〇日現在))。